

渋谷区PRキャラクター「あいりっすん」お出掛け事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋谷区PRキャラクター「あいりっすん」のキャラクターに基づき作製された着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）、着ぐるみを着用する人員及び誘導・整理を行う人員を、事業及び催事（以下「イベント等」という。）に派遣する事業（以下「お出掛け事業」）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 区は、お出掛け事業を事業者に委託することができる。

(利用申請及び利用承認等)

第3条 お出掛け事業を利用しようとする者は、利用希望日の3か月前から14日前までに、渋谷区PRキャラクターお出掛け事業利用申請書（別記第1号様式）に必要書類を添付して区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、区の魅力又は地域の特性をPRする効果を見込むことができると認めた場合に、利用を承認するものとする。

3 前項の規定による承認は、渋谷区PRキャラクターお出掛け事業利用承認通知書（別記第2号様式）により通知し、不承認は、渋谷区PRキャラクターお出掛け事業利用不承認通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

4 区長は、第2項の規定により承認する場合において、利用に係る条件（以下「利用条件」という。）を付することができる。

(利用承認の制限)

第4条 区長は、お出掛け事業の利用申請があったイベント等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の申請を承認しないものとする。

(1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(2) 区の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

(3) 「あいりっすん」のイメージを損なうおそれがあるとき。

(4) 特定の個人、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(5) 酒宴が主たる目的であるとき。

(6) その他区長が利用について不相当と認めるとき。

(利用料)

第5条 お出掛け事業の利用料は、無料とする。

(利用時間)

第6条 お出掛け事業の利用時間は、午前9時から午後6時までの間とし、出演するイベント等は1日2回までとする。ただし、区長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(利用場所)

第7条 お出掛け事業の利用場所は、渋谷区及び渋谷区の隣接区内とする。ただし、区長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(利用上の遵守事項)

第8条 第3条の規定による利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに利用すること。
- (2) イベント等において事故等が発生しないよう、適切に安全対策を講じること。
- (3) その他区長が付した利用条件に従うこと。

（お出掛け事業の取消し又は中止）

第9条 区長は、利用者の意向にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、お出掛け事業を取消し又は中止することができる。

- (1) 荒天、雨天等により、着ぐるみの著しい濡れ、浸水、汚損、破損等が生じるおそれがあるとき。
- (2) イベント等において、適正な受入体制が整わないおそれがあるとき。
- (3) 承認された内容に反するおそれがあるとき、又は利用条件に反するおそれがあるとき。
- (4) その他不測の事態によりお出掛け事業の実施が困難になったとき。

2 区は、前項の規定によるお出掛け事業の取消し又は中止により、利用者が被った損害又は利用者が第三者に与えた損害に対し、一切の責任を負わない。

（利用者の責任）

第10条 利用者は、故意又は過失により、着ぐるみの著しい濡れ、浸水、汚損、破損等（以下「破損等」という。）を生じさせたときは、クリーニング、修繕その他必要な措置を講じ、これを原状に回復し、その経費を全額負担しなければならない。

2 利用者は、故意又は過失により、修復困難な状態にまで着ぐるみの破損等を生じさせたとき、又は着ぐるみを滅失させたときは、区が指示する仕様に基つき着ぐるみを新たに作成し、その経費を全額負担しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び定めのない事項については、区民部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

渋谷区PRキャラクターお出掛け事業利用申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名称）

代表者の氏名

連絡先

印

渋谷区PRキャラクターお出掛け事業の利用を下記のとおり申請します。

記

イベント等名称	
目的及び内容	(目的) (内容)
希望場所	
希望日時	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分まで
ご連絡先	

※イベント等の内容がわかる資料を添付してください。

別記第2号様式（第3条関係）

渋谷区PRキャラクターお出掛け事業利用承認通知書

年 月 日

殿

渋谷区長

印

年 月 日付で申請のあった、渋谷区PRキャラクターお出掛け事業の利用については、下記のとおり承認します。

記

イベント等名称	
内容	
日時	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分まで
場所	
条件	

別記第3号様式（第4条関係）

渋谷区PRキャラクターお出掛け事業利用不承認通知書

年 月 日

殿

渋谷区長

印

年 月 日付で申請のあった、渋谷区PRキャラクターお出掛け事業の利用については、下記の理由により承認できません。

記

（理由）